

# 公共工事における遠隔臨場の概要

(令和4年4月策定)

## ○目的

公共工事における発注者及び受注者双方の業務の効率化を図るとともに、契約の適正な履行及び工事の品質を確保するため、遠隔臨場を導入します。

※遠隔臨場とは、通信機器を用いて映像及び音声により立会や確認等を実施するものです。

## ○対象工事

遠隔臨場を適用することで、業務の効率化が期待できる工事

## ○実施方法

- ・対象工事は入札時に特記仕様書の添付により明示
- ・遠隔臨場を実施するか否かは受注者が選択
- ・通信機器の構成及び仕様は受発注者で協議
- ・通信機器は受注者が準備及び運用

## ○費用

遠隔臨場に要する費用は、当初設計に見込まず、契約後に受発注者で協議し、設計変更により対応します。

## ○施行

令和4年4月1日